東かがわ市農道等草刈活動報奨金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東かがわ市の農道等の草刈を実施した団体への報奨金の交付について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、農道等とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条及び第３条に定める道以外のもの（個人が所有し、管理するものを除く。）をいい、幅員がおおむね２メートル以上であるものをいう。

（交付対象団体）

第３条　報奨金の交付対象となる団体は、２名以上で構成する団体で、かつ、農道等の草刈活動を行う団体（当該活動について他の公的な援助を受けているものを除く。以下「草刈活動団体」という。）とする。

（届出）

第４条　報奨金の交付を受けようとする草刈活動団体は、草刈活動予定届出書（様式第１号）に次の図書を添付し、原則として毎年５月31日までに市長に届け出るものとする。ただし、前年度に引き続き報奨金の交付を受けようとする場合において、届出の内容に変更がない場合は、届出を省略することができる。

(１)　参加者名簿

(２)　活動を実施する区域を明示する図書

(３)　その他必要と認める図書

２　市長は、前項の規定により届出のあった草刈活動団体に対し、活動の際に必要な条件を付すことができる。

（届出内容の変更）

第５条　草刈活動団体は、届出の内容に変更が生じた場合は、草刈活動予定変更届出書（様式第２号）に関係図書を添付し、速やかに提出しなければならない。

（報奨金の額）

第６条　報奨金は、実施作業延長（農道等の実延長とし、両側共実施した場合であっても実延長の２倍としない。）に単位延長１メートル当たり30円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を１団体につき年間10万円を限度として、予算の範囲内で交付する。

（活動期間）

第７条　活動を実施する期間は、原則として当該年度の５月１日から12月31日までとする。

（報奨金の交付申請）

第８条　報奨金の交付を受けようとする草刈活動団体の代表者は、草刈活動報奨金交付申請書（様式第３号）に作業位置図、作業現場写真、請求書を添付し、毎年２月末日までに市長に申請しなければならない。

２　前項の申請は、一の年度につき１回を限度とする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第９条　市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、報奨金交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、報奨金の交付を決定したときは、草刈活動報奨金決定通知書（様式第４号）により代表者に通知するものとする。

（報奨金の交付）

第10条　市長は、報奨金の交付決定を行ったときは、速やかに第６条の報奨金を交付するものとする。

（報奨金交付の決定の取消又は変更）

第11条　草刈活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した報奨金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(１)　報奨金交付の条件に違反したとき。

(２)　不正な手段をもって報奨金の交付を受けたとき。

(３)　その他、市長が特に必要があると認めたとき。

（傷害保険の加入）

第12条　草刈活動団体は、活動に当たり、傷害保険に加入するものとし、当該保険料は、市が負担する。

（事故報告）

第13条　草刈活動団体は、活動中に事故が発生した場合は、草刈活動事故報告書（様式第５号）により、直ちに市に報告しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第８条関係）

様式第４号（第９条関係）

様式第５号（第13条関係）